

第九期第1回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和2年12月25日（金）：午後2時～2時45分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎アトリウム地下 多目的会議室
- 3 出席者 伊藤委員、中村委員、吉田委員、片山委員、松原委員、大木委員、柴宮委員、屋澤委員（代理）、近藤委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）委員委嘱・自己紹介
 - （3）正副会長の選任
 - （4）福祉有償運送運営協議会について（概要）
 - （5）道路運送法改正（R2.11.27）に伴う福祉有償運送の変更点について
 - （6）練馬区における移動制約者の現況について
 - （7）新規登録協議
・社会福祉法人ハッピーネット
 - （8）今後のスケジュールについて

（1）開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから第九期第1回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、期が改まりまして初めての運営協議会となります。会長・副会長が決まるまでの間は、事務局で進行を務めさせていただきます。

まず、委員の出席状況についてご報告いたします。委員数13名のところ、9名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

つぎに、本日の資料について確認いたします。（資料確認）

（2）委員委嘱・自己紹介

事務局 続きまして、次第2の委員委嘱・自己紹介に移ります。

委員に就任いただく皆様の委嘱状につきましては、机上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いします。任期は、本日から令和4年9月30日までとなっております。

それでは、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。委員名簿に従いまして、順に一言ずつお願いいたします。（委員自己紹介）

ありがとうございました。それでは、これより議題に入ります。本日は、まず正副会長を選任し、その後運営協議会について、新規登録を希望する1団体について協議をお願いいたします。

なお、本日の運営協議会は、おおむね1時間を予定しておりますので、ご協力よろしく

お願いいたします。

(3) 正副会長の選任

事務局 それでは、次第3 正副会長の選任に移ります。

会長・副会長は、練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条により、委員の皆様の互選により決することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員 慣例に従って、福祉部管理課長の大木委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございます。会長には大木委員が選任されました。それでは、副会長はいかがいたしましょうか。

委員 副会長には、学識経験者でいらっしゃいます松原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、会長に大木委員、副会長に松原委員が選任されました。

会長 それでは、これからの進行を私が務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(4) 福祉有償運送運営協議会について(概要)

(5) 道路運送法改正に伴う福祉有償運送の変更点について

会長 では、次第4の福祉有償運送運営協議会概要につきまして、また次第5の道路運送法改正に伴う福祉有償運送の変更点について、続けて事務局より説明いたします。

事務局 まず、この協議会についてですが、練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱に基づき設置しております。資料2として要綱をお示ししておりますので、後ほどお目通しください。

なお、資料にはございませんが、協議会の会議録につきましては、従来より練馬区のホームページで公表しております。第九期におきましても、同様に公表する予定でございますので、よろしくお願いいたします。公表に際しては、委員の氏名を伏せておりますので、ご承知おきください。

続きまして、資料3をお願いいたします。練馬区における福祉有償運送団体につきましては、現在9団体となっております。更新登録期限に合わせて登録協議等を行います。詳細につきましては、時間の都合上、割愛させていただきますので、ご了承ください。

協議会の概要等につきましては、資料4、枝番1から4までの資料をご用意しております。こちらにつきましては、協議の参考資料となりますので、次回の協議会以降もお持ちくださいますようお願いいたします。概要等の説明につきましては省略させていただきますので、お目通しください。

続きまして、資料5に基づき、道路運送法改正に伴う福祉有償運送の変更点について、ご説明いたします。令和2年11月27日に道路運送法の改正があり、資料4の枝番2から4

について変更されております。福祉有償運送に係る変更点としては、2点ございます。

1点目は、旅客の範囲における区分の変更です。これまで4つの区分に分かれておりましたが、改正後は7つの区分へ細分化されました。追加となりましたのは、「ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者」、「ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者」、「ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者」となります。

次に変更点の2点目です。事業者協力型自家用有償旅客運送の新設です。運行管理や車両整備管理について、バスやタクシーの交通事業者が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されました。協力の形態としては、交通事業者が運行管理や車両整備管理の委託を受ける、交通事業者がNPO等の構成員として参画し運行管理や車両整備管理を担当するということが挙げられております。

簡単ではございますが、次第4、5についての説明は以上となります。

会長 説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

副会長 資料3の1番 練馬区社会福祉協議会が、令和3年3月末廃止とあるのですけれども、これはもう届出が出ているのでしょうか。

事務局 届出はこれからだと思われそうですが、廃止の旨、連絡を受けております。

副会長 わかりました。

委員 私は元々、練馬区社会福祉協議会の車両を利用していた者なのですが、この廃止について最初はアンケートという形で1年前にご案内がありました。今後は、もっと他の事業に対して力を入れていくことが必要なのではないかとということでした。今は週に3回運行してくださっているのですが、やはり以前より運行が減った分、集中しているのか、私はほとんど予約が取れていない状況です。事業を来年3月に終わりますということは、今年の4月に正式にご案内をいただきました。

副会長 ということは、利用者の人が困っている状況があるのですか。

委員 そうです。

副会長 わかりました。

委員 事業廃止については、個別に案内があったと伺いましたが、代替手段についてはいかがでしょうか。

委員 ご案内しますということは伺っているのですが、連絡はまだいただけていないです。

委員 所管に確認いたしまして、対応させていただきます。

(6) 練馬区における移動制約者の現況について

会長 次第6の練馬区における移動制約者の現況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料6をご用意いたします。運営協議会では、区の移動制約者の現況を把握していただいた上で、練馬区の地域においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性

に関する判断を行うことが必要とされております。そのため、年に一度、各種データをまとめ、協議のための基礎資料としてご用意しています。公共交通を利用することが困難な方々の状況やニーズがどのくらいあるかといった直接的なデータをお示しできれば理想的ですが、把握することがなかなか難しいため、関連すると思われる、公的な公共交通機関・高齢者・障害者・難病の方・人工透析の方の数などのデータをお示ししています。

また、区内の一般タクシーや福祉有償運送の稼働状況、その他の外出支援事業の状況についてのデータをまとめております。内容の個別の説明については割愛させていただきます。

福祉有償運送の必要性を議論する際の手持ち資料としてご活用いただければと存じます。

会長 ありがとうございます。数字等も掲載されている資料ですが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 先日家族が病気をしまして、救急車を呼ぶほどではなかったのですが、自力で病院に行けず、本当に具合が悪そうだったので、救急の外来に行こうとしたのですね。

行こうと思ったのですが、病状の説明や本人の病歴等も説明したかったので、一緒に行こうと思ったのですが、夜中だったのです。それで移動の手段が、実はなかったのです。

まずは、いつもお願いしている介護タクシーをお願いしようと思ったのですが、夜だったのでやはり電話に出てくださらない。24時間と書いてあっても電話に出てくださらなかった。あと急だったので、予定が合わず数十分時間がかかってしまいました。1件だけ、急にキャンセルが出たから行きますよと言ってくださった方が電話をくださったので、幸い行くことができました。その業者さんは、何時頃に迎えにきますよとおっしゃってくださったのですが、救急外来は終わる時間が見えないのもあって、せっかくですけれどもお断りしたのです。

やはり6、7時間かかりまして、体調も若干回復したので帰ろうとしたときに、まだ夜中だったのですが、まずは先ほどの業者へお電話したのですが、どなたも出られない。次に一般のタクシーをお願いしようと思って、可能性は低いなと思いつつもUDタクシーありますかとお願いしたのですが、夜の時間帯は運行していないということでした。ではセダンでも構わないので車椅子をとお願いしたら、送ることは送るけれども、車椅子が乗らなかつたら引き返しますということになったのです。

私の車椅子は半電動なので、30キロくらい重さがあります。畳むとトランクに入らないことはないのですが、蓋が閉まらないので紐でつながります。普通は持ち上げてくださらないので、家族が入れてトランクをつなぎます。その時は、女性のドライバーさんだったのですが、幸いやってくださったので良かったのですが、仮に自分が救急車に乗らなければいけない状態になったら、とても車椅子のままでは乗れません。状況説明のために家族が付き添うことになった時、私が急遽行かなければならなくなった時に、どういった交通手段を利用したらいいのか、ちょっと困りました。

会長 大変でしたね。夜の救急対応は、なかなか手厚くないという実情がありますよね。

委員 そうですね。福祉有償運送も、夜の時間帯はなかなか難しいですね。

会長 貴重な経験談を頂き、ありがとうございます。夜の時間帯は、人手とか、そいう

う事情もあるでしょうし。

委員 人件費的なものもあるのかもしれないですけども、なかなか小さい会社ですと経営が難しいところもありますかね。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。(なし)

(7) 新規登録協議

会長 それでは、次第7番の社会福祉法人ハッピーネットの新規登録の協議に入ります。まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料説明)

会長 ありがとうございます。社会福祉法人ハッピーネットさんから補足説明などがありましたら、よろしくをお願いします。

ハッピーネット (自己紹介) 来年2月1日に、練馬区北町で、障害者または障害児の方を対象としましたグループホーム、ショートステイ事業、相談支援事業を行う多機能型地域生活支援拠点という形でオープンを予定しております。

こちらは、障害のある方を対象にした建物ですが、かなり重度の方、知的障害の方でも、なかなか言葉のコミュニケーションができない方ですとか、身体障害をお持ちの方で常時車椅子で移動される方等のご利用を想定しております。

どうしてもショートステイを行う中で課題になるのが送迎になりまして、一般の公共機関を使って移動することが困難な方々が多くいらっしゃいますので、今回福祉有償運送という形で、施設への送迎や他の機関への送迎をさせていただきたいと思い、申請をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

委員 上宿ホームの登録をされている方を送迎される予定ですか。

ハッピーネット はい。

委員 運行する時間帯は。

ハッピーネット おおよそ朝の時間帯と夕方の時間帯がメインになってくると思います。といいますのも、利用者さんは、日中他の通所事業に通われますので、ショートステイをご利用になった朝は、こちらの車で通所施設へお送りさせていただいて、夕方またお迎えに行き、夜はこちらのショートステイで過ごしていただくという形の送迎がメインになるかと思えます。基本的に練馬区の方、また、練馬区の事業所に通われている方が多くなると思いますので、朝の時間帯としては8時半から10時、夕方の時間帯としては16時から17時半ぐらいの間と思っております。

委員 何往復程度を考えていらっしゃるのですか。

ハッピーネット 基本的に最大2名を考えております。ショートステイが定員4名ですので、2往復を想定しております。

会長 他にいかがでしょうか。

副会長 様式2-1を見ますと、輸送の区域で練馬区、板橋区とありますけれども、利用者の方は板橋区も区域に入ることですか。

ハッピーネット そうですね。練馬区在住の方でも、板橋区の日中活動先、日中の事業者さんに通われている方が割と多くいらっしゃるのですね。そうすると、私どもの事業者が練馬区にあっても、板橋区にある施設へ送迎する可能性が出てくるかと思ひまして、入れました。

副会長 そうすると板橋区にも申請をしているのでしょうか。

ハッピーネット いえ、板橋区の方には申請しておりません。

副会長 これは申請しないといけないのでは。

事務局 発地点または着地点が練馬区である場合に、練馬区の協議会にかけるのですけれども、この場合は、発地点が練馬区で着地点が板橋区ということですね。

副会長 そうですね、区をまたぐわけですよ。

事務局 板橋区の協議会にかける必要があるのかについては、今即答ができません。

副会長 前回そういう埼玉の団体がありましたよね。

事務局 そうですね。埼玉の団体の場合は、もともと埼玉でやっていらして、そちらでは既に登録をされていました。

副会長 登録していて、練馬区の利用者が使うからということでしたよね。

事務局 そうです。この件については、事務局で確認しまして、ハッピーネットさんへお伝えしたいと思ひます。

会長 よろしくお願ひします。他はいかがでしょうか。

委員 グループホームの方に関して、重度の方ということですが、こちらの方への送迎はいかがでしょうか。

ハッピーネット 基本的にグループホーム自体がお住まいの場になっているので、通われている施設の方がお迎えにいらっしやって、送っていただけるのです。なので、ショートの方とはまた別になります。

委員 考え方が別ということですね。分かりました。

会長 他にいかがでしょうか。(なし) それでは、一つ確認事項がございますけれども、登録について漏れがないよう確認させていただき、ご連絡したいと思ひます。他になれば、新規登録に向けての協議は調ったものとさせていただきたいと思ひます。

(8) 今後のスケジュールについて

会長 これをもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。最後に事務局より、次第8の今後のスケジュールについて、お知らせをお願ひします。

事務局 今後のスケジュールについてですが、令和2年度につきましては、今のところ協議会の開催予定はありません。新規登録協議等の必要が生じた場合は、またご連絡させていただきます。令和3年度につきましては、更新登録協議を、7月と11月に予定しております。また開催が近づきましたら開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会長 では、これをもちまして第九期の第1回福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。本日はご審議いただきまして、ありがとうございました。